



PCB処理施設整備事業

平成29年度要求額
3,700百万円（1,700百万円）

背景・目的

- PCB特措法（平成13年施行）に基づき、国が中心となって施設整備を実施。（PCB廃棄物処理基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用して行うことを明記）
 - 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、JESCOの処理期限を延長
 - 地元自治体からは、JESCO処理期限延長の受入条件として、JESCOに対し「一日でも早い処理完了」、「安全を第一とした適正かつ確実な処理」が求められている
- JESCOのPCB処理施設の改造等により処理を加速化し、長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じ、設備・機器の更新・補修を確実にすることにより、地域の安心、安全を確保する必要がある。

事業概要

- 処理促進のための改造
比較的早期に処理が終わる見込みのPCB含有機器の処理ラインを改造し、処理に比較的長期間処理にかかる見込みの機器についても処理できるようにすることで、処理の促進を図る。
また、従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。
- 補修又は更新
操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

- PCB処理施設の健全性の確保
- 地域住民に対する安全・安心な処理の確保

PCB廃棄物処理基本計画の変更（平成26年6月6日環境省告示第75号）

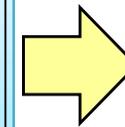
イメージ

- PCB廃棄物の処理を一日でも早期に完了する必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件（抜粋）】
一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。

【基本計画抜粋】

- JESCOによる拠点的広域処理施設の処理体制
各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。



- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る

- 操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

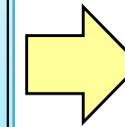
【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件（抜粋）】
長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実にすること。

【JESCOの取組】

- 国は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実にすることが重要である。各事業所ごとに長期設備保全計画を策定し、これに基づく設備の更新を着実にやっていく。

【基本計画抜粋】

- 国の取組：JESCOが行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。



- 設備の安全性の点検や補修又は更新を行う